

尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る構想段階評価書の案についての意見書の意見の概要及び都市計画決定権者の見解

構想段階評価書の案についての縦覧状況及び意見書の提出状況

(1) 縦覧状況

- ・縦覧期間：平成30年6月6日（水）～7月5日（木）
- ・意見書提出期限：平成30年7月5日（木）

表1 構想段階評価書の案についての縦覧状況

縦覧場所			閲覧者数
愛知県	江南市	経済環境部環境課	1
		布袋支所	0
		宮田支所	0
		草井支所	0
	犬山市	経済環境部環境課	0
	大口町	産業建設部環境経済課	0
	扶桑町	産業建設部産業環境課	0
岐阜県	各務原市	市民生活部環境室 環境政策課	0
合計			1

(2) 意見書の提出状況

構想段階評価書の案を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された都市計画の見地からの意見書は計1通（1件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表2に示すとおりである。

表2 構想段階評価書の案についての意見書の意見の分類

分類	意見数
第1章 都市計画決定権者の名称	0
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容	1
第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況	0
第4章 都市計画における評価項目及び評価の方法	0
第5章 評価の結果	0
第6章 総合評価	0
第7章 構想段階評価書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
その他の事項	0
合計	1

構想段階評価書の案についての意見の概要及び見解

構想段階評価書の案についての都市計画の見地からの意見の概要及び都市計画決定権者の見解は、表3に示すとおりである。

表3 構想段階評価書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容		
1	<p>「構想段階評価書の案」の6ページでは2.1.5 建設地の決定経緯</p> <p>「建設地については、平成24年10月の第1小ブロック会議において、江南市が最も多くのごみを排出すること、広域の処理施設が一つもないことから受入を表明し、その後、江南市において候補地の選定がなされている。」とある。</p> <p>しかし、平成20年8月19日の江南市議会全員協議会では、すでにごみ焼却処理施設の建設候補地について当時の副市長が「当局が全く勝手に出した案」と断りながらも生活産業部長が詳しく説明している訳であり、この時複数案が示されていないことからして、実質的に当局での段階では「北浦にゴミ処理施設」と決定されたと考えられる。</p> <p>さらにこの件については、地元の議員が「受け入れ態勢を整える」ということで地元説明会が開かれている。つまり、評価書のいう「その後」は、事実と反する記述である。</p>	<p>「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」(平成21年3月)において犬山市、江南市、大口町及び扶桑町の2市・2町で広域化を進めることが決定し、建設候補地の選定にあたっては、各市町から候補地をあげて検討を行い、平成22年5月に犬山市内を建設候補地として決定しています。その際、江南市内の候補地としたのが、今回の計画地である中般若町北浦地区となっています。</p> <p>その後、犬山市での地元調整が難航するなか、平成24年10月に江南市が最も多くのごみを排出すること、広域の処理施設が一つもないことから受入を表明し、市内の候補地について再度洗い出しと評価・選定作業を行いました。検討結果は、配慮書の案にも示したとおり、市内の5つの候補地について評価がなされ、第3者機関による妥当性の検証も行ったうえで、平成28年3月の第1小ブロック会議において、中般若町北浦地内を正式な建設地として決定しています。</p>

【参考】「計画段階環境配慮書の案」に対する環境保全の見地からの意見

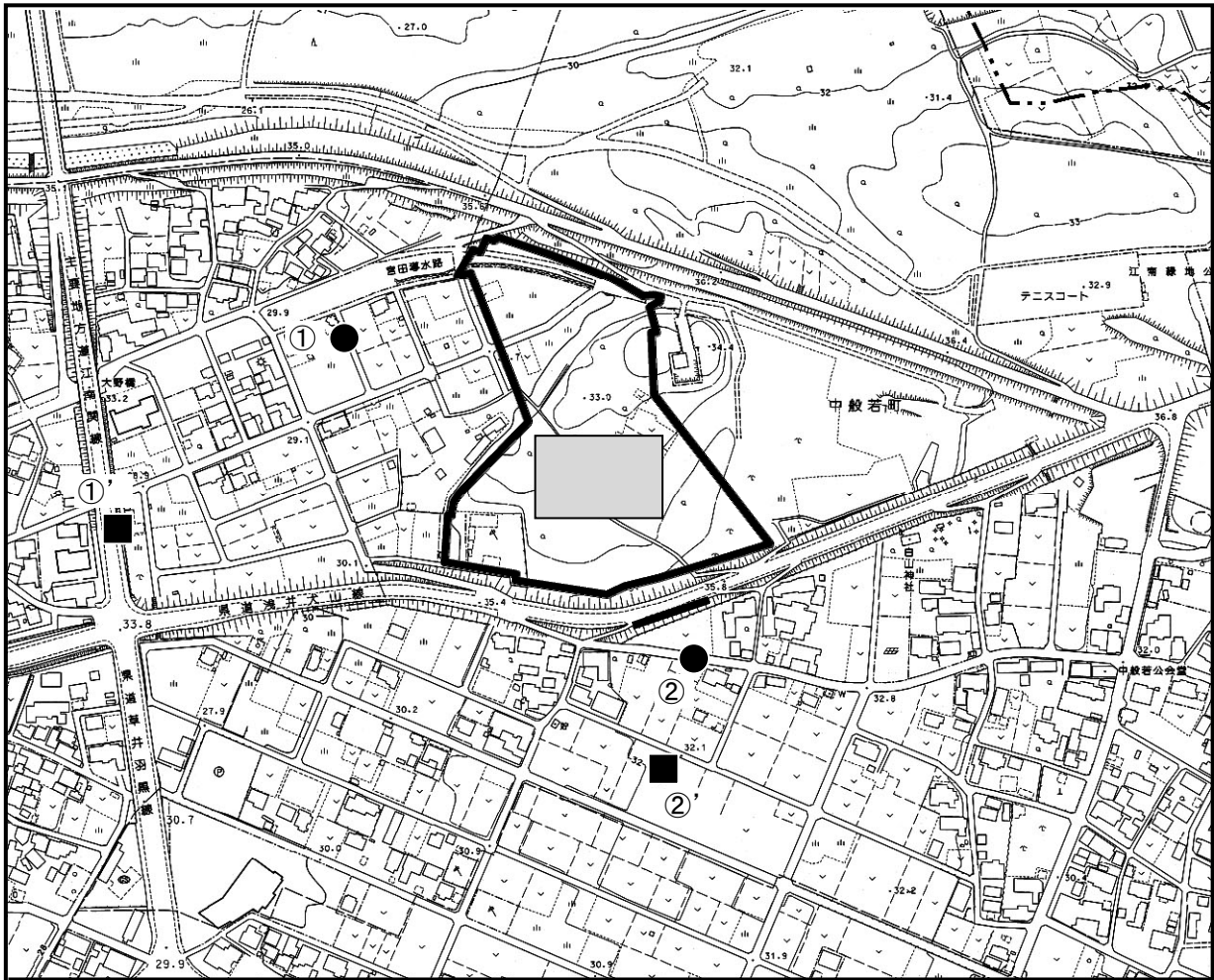
「構想段階評価書の案」に対する意見とは別に、本都市計画の手続きと同時に公表した環境影響評価手続きの「計画段階環境配慮書の案」に対し、環境保全の見地からの意見書が提出された。「計画段階環境配慮書の案」に対する意見は、本構想段階評価書に係る内容が含まれていることから、その概要と都市計画決定権者の見解を、表(1)、(2)に示す。

表(1) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解






番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第2章 都市計画配慮書対象事業の目的及び内容		
1	事業実施想定区域内の北西地域には中般若区の土葬の極楽墓地があり、アンケートでは、複数の縁故者から移設反対の意見が出されている。このため、墓地移転は困難であることが想定される。事業実施想定区域から、極楽墓地を除いて施設配置案を示す必要がある。	ご意見のとおり事業実施想定区域内には墓地が存在しますが、事業に必要な位置と考えていますので、今後も理解が得られるよう墓地の使用者と協議をしております。 なお、ごみ処理に必要な諸施設については、今後具体化してまいります。現時点で想定しました計画施設の建物の位置については、墓地の位置と重ならない案としています。
2	事業実施想定区域への搬入道路は南側の県道浅井犬山線拡幅によって付設するしか方法がないことから、緑地帯、緩衝地帯を設ける必要性を考えると、施設の配置は区域中央部分に取る必要がある。	事業実施想定区域については、堤防法尻から北側 20mと南側 40mの範囲が河川保全区域となっていること、計画施設の規模（最大の大きさを想定）やその周りに車両等の動線を確保することが必要であること等も考慮し、現在の配置としています。今後、具体的な事業計画の検討にあたっては、周辺環境への影響ができる限り小さくなるよう配慮してまいります。
3	事業実施想定区域は、東側エリアも含めて、江南市内に残る貴重な樹林地の一つとなってきた。東側エリアも含めて樹林帯が全て失われることは、木曾川沿いの緑のネットワークを途切れさせることになる。できる限り、樹林帯を残す施設配置とする必要がある。	事業実施想定区域は主にシイ・カシ二次林で、木曾川の両岸に点在する二次林の一つとなっています。 方法書手続き以降に実施する現地調査において、地域の状況を詳細に把握してまいりますので、今後の具体的な事業計画の検討にあたっては、その結果も踏まえながら、周辺環境への影響ができる限り小さくなるよう配慮してまいります。

表(2) 計画段階環境配慮書の案についての意見の概要及び都市計画決定権者の見解

番号	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第5章 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果		
4	<p>2, 景観踏査結果について</p> <p>「環境配慮書の案」5-11 ページ以降には景観について記載されている。「眺望景観」は、撮影地点や方角、カメラレンズの画角によってずいぶん印象が変わってくるものであり、一般的・総合的な位置決めは難しく、それだけに、より地域住民の生活の視点が求められると考える。</p> <p>広く一般に入手できる航空写真や住宅地図から判断するまでもなく、予定地の周りに極めて住宅が多い。検討委員会などでも半径 500 メートル圏内の住宅戸数は公表されている。だが、5-14 ページ以降の踏査結果の写真では、スイトピアからの写真を除けば民家はわずか 2 軒しか写っていない。画像を使って、故意に建設候補地は住宅域から離れた地点にあると言わんばかりである。</p> <p>184 ページ西側最寄住居付近は、方角的に西と言うよりは北西に位置している。ほぼ西方からは、提示した①'の画像^{注)}へ訂正してほしい。</p> <p>185 ページ南側最寄住居付近は、まさに「最寄住居」を外して撮影した悪意がうかがえる写真である。県道から離れ、撮影ポイントを変更して提示した②'の画像へ^{注)}訂正してほしい。</p> <p>注) 提示された画像は、図(1)～(3)に示すとおりである。</p>	<p>本計画段階環境配慮書の案では、「重大な影響の有無」及び「複数案による影響の程度の比較」の観点から評価を行っており、踏査地点は、「日常生活における視点の場」と「主要な眺望地点」という 2 つの観点で設定しています。</p> <p>「日常生活における視点の場」の観点からは、住宅の分布状況が把握できるような地点としてではなく、事業実施想定区域を中心に影響が最大となることが想定される最寄住居付近を設定しており、近景の地点が多くなっています(踏査地点①、②)。</p> <p>また、「主要な眺望地点」という観点からは、江南市のホームページ等に掲載されている情報を基に、本事業による影響が大きくなると想定される踏査地点を設定しました(踏査地点③～⑥)。</p> <p>いただいたご意見にも配慮し、景観の踏査地点に西側及び南側の地点を追加し、予測した結果を配慮書に追加しました。予測結果等は「5.2 景観」(5-11～32 頁参照)に記載しました。</p> <p>なお、追加地点は意見書において提出された地点(図 7-1(1))と同様の地点で、一般的な人の視野に近いとされる 60 度となる画角で撮影を行いました。</p>
5	<p>景観踏査地点の④江南緑地公園(中般若)の地図と写真が一致していない。写真は扶桑緑地公園内から撮影されたものであり、地図上の④はテニスコートを示している。</p>	<p>景観踏査地点の設定にあたっては、第3章で整理した主要な眺望点を基本としており、表 5.2.2(4)に示す地点④については江南緑地公園(中般若)として設定し、計画施設を見通すことができる可能性のある地点として、テニスコートの東側にあるアスレチック広場付近で撮影を行いました。</p> <p>ご指摘を踏まえ地点を確認したところ、ここは扶桑緑地公園内にあったため、地点④の地点名を「扶桑緑地公園(アスレチック広場)」と改め、実際の撮影地点、名称が正しいものとなるよう修正いたしました。また、これに伴い地点⑤の地点名を「扶桑緑地公園(芝生広場)」に修正いたしました。</p>
その他の事項		
6	<p>事業実施想定区域内の南西地域にある民間ごみ集積場土地は、過去に穴が掘られ産廃等のごみが廃棄されていたとの近隣住民の証言がある。実施想定区域内の北側部分でも同様の住民の証言がある。造成工事前には、土壤汚染調査や地下埋設物調査を行う必要がある。</p>	<p>一定規模以上の土地の改変を行う場合には、土壤汚染対策法や県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、届出等を行うとともに、必要に応じて土壤汚染状況調査を実施します。また、埋設された廃棄物が確認された場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に対応します。</p>



凡 例

-  事業実施想定区域
-  計画施設
-  配慮書の案における踏査地点
-  意見書において提示された地点
-  撮影対象となった堤防法面

注) 意見書において提示された画像をもとに作成。

この地図は、「江南市都市計画基本図 No.02 1:2,500」を使用したものである。



1 : 5,000



図(1) 意見書において提示された地点

▼画像①' 愛岐大橋南交差点北より東を望む



図(2) 意見書において提示された画像

画像▼②' 想定区域南200mあたりより北を望む



図(3) 意見書において提示された画像